

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SBテクノロジー株式会社	コード	4726
提出日	2024/5/23	異動(予定)日	2024/6/17
独立役員届出書の提出理由	①2024年6月17日開催予定の定時株主総会終結の時をもって独立役員である廣瀬治彦氏が任期満了により社外監査役を退任するため。 ②同日付で社外監査役に選任予定の室橋陽二氏を新たに独立役員に指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	宗像 義恵	社外取締役	○														○		有
2	鈴木 茂男	社外取締役	○					△									△		有
3	富永 由加里	社外取締役	○														○		有
4	宮川 由香	社外取締役	○														○		有
5	澤 円	社外取締役	○														○		有
6	上野 光正	社外監査役	○														○		有
7	中野 通明	社外監査役	○														○		有
8	室橋 陽二	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		宗像義恵氏は、企業運営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	鈴木茂男氏は、過去に、当社の兄弟会社であるソフトバンク・コマース(株)(現SB C&S株)の業務執行者として勤務しておりました。なお、当社は、ソフトバンクコマース&サービス株との間に商品等の仕入・販売、業務受託等の取引関係があります。	鈴木茂男氏は、当社の兄弟会社が属するソフトバンクグループにおいて2005年まで業務を執行しておりましたが、出身会社を退職してから相当な期間が経過し、またその間独立した活動を行っており、出身会社の意向に影響される立場にないと考えております。その他にも、同氏について、当社との間で独立性が疑われるような属性等はありませんので、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
3		富永由加里氏は、エンジニア出身としての経験や企業運営の豊富な経験、それらを兼ね備えた幅広い見識を有しており、また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4		宮川由香氏は、IT業界におけるセールス・マーケティング職としての経験と企業運営の豊富な経験、それらを兼ね備えた幅広い見識を有しており、また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5		澤円氏は、エンジニア職を起点とし、グローバルIT企業において経営全般を経験したのち、最近ではセキュリティ・アドバイザー、エンジニアのマネジメント、人材育成と多岐にわたる知見をふまえて企業顧問として活動されるなど、幅広い見識を有しており、また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
6		東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生ずるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
7		同上
8		同上

4. 補足説明

当社は、社外取締役および社外監査役が独立性を有すると判断するため、以下のとおり、独立性判断基準を定めております。

<社外取締役および社外監査役の独立性判断基準>

当社における社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するためには、次のいずれにも該当しないものとします。

- 当社を主要な取引先とする者(注1)またはその業務執行者(注2)
- 当社の主要な取引先(注3)またはその業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)(注4)
- 最近において(注5)次の(1)から(4)までのいずれかに該当していた者
 - 1、2または3に掲げる者
 - 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 当社の兄弟会社(注6)の業務執行者
- 次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者(重要でない者(注7)を除く。)(注8)
 - 1から前4までに掲げる者
 - 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む、以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 当社の子会社の業務執行者
 - 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 当社の兄弟会社の業務執行者
 - 最近において前(2)～(4)または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者(注)

- 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいいます。
- 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。
- 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいいます。
- 直前の事業年度において、1,000万円以上の支払いを当社から受けた者をいいます。
- 最近3年間のいずれかの事業年度をいいます。
- 当社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。
- 重要である者の例としては、各社の役員もしくは部長相当以上の管理職または会計専門家もしくは法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいいます。
- 二親等以内の親族をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。